

金融円滑化にかかる基本的方針・体制の概要

令和3年5月12日
山口県信用農業協同組合連合会

当会は、地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、最も重要な役割のひとつであることと認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

第1 金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当会では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を、以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）

- 1 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する柔軟な対応
- 2 お客様の経営相談等、経営改善に向けた取組みへの支援
- 3 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
- 4 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
- 5 金融円滑化の趣旨を踏まえた適切な対応
- 6 当会の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については、別添のとおり。

第2 金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当会では、金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため、以下の体制を整備しております。

- （1）理事長以下役員、関係部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議することとしております。また、協議事項については、定期的に理事会に報告することとしております。

- (2) 運用部門担当理事を「金融円滑化管理責任者」、営業部を「金融円滑化管理責任部署」として、当会全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。
- (3) 営業部に、「金融円滑化管理担当者」を設置しております。
- (4) 金融円滑化にかかる取引の実施状況について、記録を作成し、当該記録は5年間保存することとしております。

《 体制図については、別添のとおり 》

第3 金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客様からの金融円滑化にかかるご相談の窓口を、営業部に設置しております。

相談窓口	所在地	電話番号
本所	山口市小郡下郷 2139 番地	083-973-2245

- (2) お客様からの金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、リスク統括部に受付窓口（083-973-1182）を設置しております。また、上記相談窓口で苦情を受けた場合には、当会の所定の手続に従って適切に対応いたします。

第4 金融円滑化にかかる措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

- (1) 金融円滑化管理責任部署である営業部を中心に、借入条件の変更等を行った債務者の経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のため助言等を行います。
- (2) 金融円滑化にかかる研修は、内部会議等を活用して定期的に実施します。

以上

金融円滑化にかかる基本的方針

山口県信用農業協同組合連合会

山口県信用農業協同組合連合会（以下、「当会」という。）は、地域金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け取り組む。

1. 当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するように努める。
2. 当会は、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取組みを支援できるように努める。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努める。
3. 当会は、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努める。
また、謝絶する場合には、その理由を可能な限り具体的にかつ丁寧に説明するように努める。
4. 当会は、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるように努める。
5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努める。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努める。

6. 金融円滑化管理に関する体制

当会は、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みに対し、円滑な措置をとることができるように、以下の体制を整備する。

- (1) 理事長以下役員、関係部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議する。
- (2) 運用部門担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努める。
- (3) 営業部を金融円滑化管理責任部署とするとともに、同部に金融円滑化管理担当者を設置し、金融円滑化の方針や施策の徹底に努める。

7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

附 則

- (1) この方針は、平成22年1月19日から施行する。
- (2) この方針は、平成25年4月1日から一部変更する。
- (3) この方針は、令和元年11月5日から一部変更する。
- (4) この方針は、令和2年7月1日から一部変更する。
- (5) この方針の改廃は、理事会の決議によりこれを行う。

金融円滑化にかかる体制図

